

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 29 年 12 月 12 日付け大総務第 102 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 29 年 9 月 25 日付け大総務第 76 号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。ただし、平成 29 年 11 月 27 日付け大総務行第 49 号により開示された部分に対する審査請求については却下すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 9 月 11 日、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「私の身体障害者手帳交付申請での不服申立の決定書（H24. 2. 8 付大北保福第 422 号）が①所属長決裁ないこと、②公印審査が行われていないこと、③使用された公印が不正であること、④不服ある場合の教示の記載がないこと、⑤審査会の議事録が作成されていないことの①～⑤について個別に所属長が承知した年月日が確認できる文書。ただし、総務局について。」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件情報」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「総務局においては、平成 23 年度に北区役所が作成した行政不服審査法第 6 条により提起された異議申立に対する決定書を作成する際に所属長決裁が行われていないこと等を総務局長が承知していることを確認できる公文書をそもそも作成又は取得しておらず、本件請求に係る保有個人情報を保有していないため」

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 10 月 3 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行服法」という。）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 本件決定の一部取消及び開示決定

実施機関は、本件請求に対する大阪市個人情報保護審議会への諮問手続きを進めている中で、請求内容に合致する保有個人情報を改めて探索したところ、本件請求のうち、「③使用された公印が不正であることを所属長が承知した年月日が確認できる保有個人情報」について、特定すべき保有個人情報が存在することが判明したため、平成 29 年 11 月 27 日、本件決定の一部を取り消す決定を行うとともに、「市民の声に係る回答等について（平成 27 年 7 月 23 日付け決裁）」を対象情報として特定し、開示決定（以下「本件開示決定」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

平成 27 年 2 月 24 日付総務局長への市民の声や総務局作成の平成 27 年 7 月 16 日付供覧「北区における公印の使用状況の確認」等により②、③、④については、総務局長は承知していること、又は、承知する必要があることが確認できるため、本決定を取り消し、開示決定を求める。

上記に示した以外にも、文書管理システム、専決規定、審査会での議事録の必要性に関する規定等、市民の声、開示公開請求で総務局に事実を伝えており、総務局長は①～⑤すべてを承知しているはずである。

また、実施機関は質問内容をすり替えている。（開示請求では）「…が作成されていないことの①～⑤について個別に所属長が（A）承知した年月日が確認できる文書。」とある。（不存在理由では）「…を（B）作成する際に所属長決裁が行われていないこと等を総務局長が承知していることを…」とある。つまり、北区が決定書を作成した時点（B）では、その多くの（①～⑤）不正を総務局長が承知していないことは理解できるが、この間この不正について多くの指摘・質問をしており、総務局長がこの不正を承知した年月日（A）を知るために行った開示請求である。したがって、決定書の不存在理由は誤っている。

その上で、「本件請求に係る保有個人情報を保有していないため。」とするのは誤りであり、平成 27 年 1 月 30 日付北区長・総務局長への市民の声他を保有しているはずである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

本件請求が行われるより前に実施機関の職員が審査請求人から聞き取っていた内容等を踏まえると、本件請求に至る経過及び本件請求の趣旨は次のとおりと解される。

- (1) 審査請求人が北区役所福祉課に身体障害者手帳再交付申請を行い、当該申請に対して北区役所が行った処分について、審査請求人が不服申立てを行った。
- (2) 北区役所福祉課は、当該不服申立てに係る決定書（平成 24 年 2 月 8 日付け大北保福第 422 号決定書。以下「本件決定書」という。）を作成し、審査請求人に対し交付した。
- (3) 北区役所福祉課は、本件決定書を作成するに当たり、次のとおり不適切な事務処理を行った。
 - ア 所属長まで決裁を行っていない
 - イ 公印審査を行っていない
 - ウ 本件決定書に誤った公印を押印した
 - エ 本件決定書に、決定について不服がある場合の教示を記載しなかった
- (4) また、身体障害者手帳の等級判定を行っている福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課は、当該不服申立てについて、大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会で審議が行われているにも関わらず、その議事録を作成しなかった。
- (5) さらに、北区役所福祉課や福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課が行った事務処理が不適切であることを、公印管理や行政不服審査制度を所管する総務局長に伝えるための「市民の声」を度々提出するようになったほか、上記制度に関する公文書を頻繁に公開請求するようになった。
- (6) 以上のことから、審査請求人は、上記(3)アからエ及び(4)について、総務局長が承知した年月日が確認できる公文書に記録された保有個人情報の開示を求めている。

2 本件決定及び本件開示決定について

- (1) これまで、審査請求人は決裁行為に関する一般的なことについて問い合わせる「市民の声」の提出や、審議会等の議事録及び議事録作成の根拠文書、行政処分の結果を通知する文書に教示文を記載することの根拠を定めた文書等の公開を求める公文書公開請求及び保有個人情報の開示請求を行っており、それらに係る公文書のうち、本件請求に関するものとしては、次のアからタのとおりである。
 - ア 「市民の声」に係る回答等について（平成 27 年 7 月 7 日付け決裁）
 - イ 「市民の声」に係る回答等について（平成 27 年 7 月 23 日付け決裁）
 - ウ 「市民の声」に係る回答等について（平成 27 年 8 月 10 日付け決裁）
 - エ 平成 27 年 12 月 14 日付け公文書公開請求に係る決裁文書
 - オ 平成 28 年 1 月 12 日付け公文書公開請求に係る決裁文書
 - カ 平成 29 年 3 月 21 日付け公文書公開請求に係る決裁文書
 - キ 平成 27 年 8 月 13 日付け保有個人情報の開示請求に係る決裁文書
 - ク 平成 28 年 5 月 23 日付け保有個人情報の開示請求に係る決裁文書
 - ケ 平成 27 年 7 月 16 日付け供覧「北区における公印の使用状況の確認」について
 - コ 平成 29 年 3 月 24 日付け公文書公開請求に係る決裁文書
 - サ 平成 29 年 3 月 31 日付け公文書公開請求に係る決裁文書
 - シ 平成 29 年 5 月 22 日付け公文書公開請求に係る決裁文書

ス 平成 29 年 6 月 26 日付け公文書公開請求に係る決裁文書

セ 平成 29 年 7 月 11 日付け公文書公開請求に係る決裁文書

ソ 平成 29 年 8 月 18 日付け公文書公開請求に係る決裁文書

タ 平成 29 年 8 月 21 日付け公文書公開請求に係る決裁文書

ア、エからカ及びコからタについては、前記 1 (3) アからエ及び(4)に関する事実について記載されたものがない。

イについては、前記 1 (3) イ及びウについて、北区役所へ事実確認を行ったことに関する内容を記載しており、「市民の声」の回答に係る決裁の過程において、総務局長が前記 1 (3) ウについての事実を把握したものであることから、前記 1 (3) ウについて総務局長が承知したことが確認できる保有個人情報に該当する。

ウ及びキからケについては、前記 1 (3) ウに関する事実について記載されているものの、当該事実を総務局長が承知したのは、イにおいてであることから、本件請求の対象外である。

(2) 本件決定を行った際に、上記(1)イは特定できなかつたため、不存在による非開示決定を行った。

(3) 本件審査請求を受け、改めて本件請求に合致する保有個人情報を探索したところ、上記(1)イを特定できたため、本件開示決定を行ったものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求において、審査請求人が平成 27 年 2 月 24 日に提出した「市民の声」及び前記 2 (1) ケにより総務局長が前記 1 (3) イからエの事実を認識していることが確認できること並びにこれら以外にも、審査請求人が行った「市民の声」の提出、公文書公開請求及び保有個人情報開示請求の折につけて、総務局に対し、前記 1 (3) アからエ及び(4)に記載したような事情について伝達しており、総務局長は前記 1 (3) アからエ及び(4)に関する事実について承知しているはずであることから、本件決定を取り消し、改めて保有個人情報を特定の上、開示決定を行うことを求めているが、本件開示決定において開示した前記 2 (1) イを除き、総務局において本件請求に係る保有個人情報は作成又は取得しておらず、その理由及び事実は次のとおりである。

(1) 審査請求人が平成 27 年 2 月 24 日に提出したと主張する「市民の声」については、宛先が「総務局長様」とされていたものの、その内容が総務局へ伝達されるべきものではないとの政策企画室の判断により、北区役所及び福祉局へ情報提供のみが行われた案件であり、総務局への伝達は行われていない。

(2) 審査請求人は、前記 2 (1) ケをもって、総務局長は前記 1 (3) イ、ウ及びエに関する事実を承知しているはずだと主張していると思料するが、当該供覧文書の内容からは、前記 1 (3) イ、ウ及びエについて記載されているとは認められない。

(3) 審査請求人は、前記 2 (1) ケをもって、総務局長は前記 1 (3) イに関する事実を承知しているはずだと主張していると思料するが、総務局が平成 27 年 7 月 13 日に行った北区役所への事実確認において、公印審査は行われていたことの報告を受けていることから、審査請求人が主張する前記 1 (3) イは事実と異なるものである。

- (4) 前記第2の4のとおり、本件決定を一部取り消し、本件開示決定を行った上で、前記1(3)ウに関する対象情報を審査請求人に開示しているため、本件審査請求のうち、前記1(3)ウに関して開示を求める部分については、審査請求の利益がないと思料する。
- (5) 審査請求人は、前記2(1)タをもって、総務局長は前記1(3)エに関する事実を承知しているはずだと主張していると思料するが、当該公開請求書の文面及び当該公開請求に係る決裁に添付された文書には、前記1(3)エに関する事実が記載されているとは認められず、前記2(1)で特定したその他の公文書においても同様である。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件情報が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件決定の取消しを求めるとして争っている。

なお、実施機関は、本件開示決定において、本件請求に係る保有個人情報の一部を特定したうえで開示している。

したがって、本件審査請求における争点は、本件開示決定において開示した情報以外に特定すべき保有個人情報の存否である。

3 本件情報の存否について

- (1) 審査請求人は、審査請求人が行った「市民の声」の提出や公文書公開請求及び保有個人情報開示請求の折につけて、総務局に対し、前記第4の1(3)アからエ及び(4)に記載したような事情について伝達しており、総務局長は前記第4の1(3)アからエ及び(4)に関する事実について承知しているはずであることから、特定すべき保有個人情報が存在するはずだと主張していると解される。

当審議会において、本件請求に係る審査請求人の「市民の声」、公文書公開請求及び保有個人情報開示請求に係る決裁文書等である前記第4の2(1)ア～タを実際に見分したところ、前記第4の2(1)イが、本件請求のうち「③使用された公印が不正であることを所属長が承知した年月日が確認できる保有個人情報」であることが認められ、その他の請求についての記載は認められなかった。

なお、審査請求人は、実施機関が本件決定書を作成した平成24年2月8日時点で総務局長が①～⑤について承知していないことを理由として本件情報を不存在とする決定を行っているため、質問内容をすり替えていると主張しているが、実施機関

は、本件決定書作成日時点に限らず本件情報を探索した結果、前記第4の2(1)ア～タを審査請求人の主張に対する情報として挙げており、また、本件開示決定により平成27年7月23日付けの決裁を特定して開示している。したがって、当審議会としては、審査請求人の当該主張は認めることはできない。

- (2) また、当審議会において、審査請求人が提出した「平成27年2月24日付『総務局長への市民の声』」（以下「本件文書1」という。）、「平成27年1月30日付『北区長・総務局長への市民の声』処理カード」（以下「本件文書2」という。）及び前記第4の2(1)ケ「平成27年7月16日付け供覧『北区における公印の使用状況の確認』について」（以下「本件文書3」という。）を見分したところ、本件文書1には、審査請求人が総務局長を宛名に記載し、本件決定書及び市民の声に係る決裁について問い合わせている内容が記載されており、送付書により政策企画室から北区役所及び福祉局へ情報提供が行われていること、本件文書2には、審査請求人が北区長及び総務局長を宛名に記載し、本件決定書の作成に係る事務処理についての問い合わせ内容と北区役所による審査請求人への回答内容が記載されていること、本件文書3には、総務局行政部行政課が北区役所に対して「使用すべき公印が使用されていないこと」及び「公印審査が行われていないこと」について事実確認を行った内容が記載されていることが確認できた。

本件文書1及び本件文書2においては、審査請求人の申出内容が福祉局及び北区役所が行った事務処理についての問い合わせであることから、「大阪市事務分掌条例」、「大阪市事務分掌規則」、「大阪市北区役所事務分掌規則」及び「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、受付した政策企画室より当該事務を所管する所属への情報提供や当該事務を所管する所属による審査請求人への回答が行われていることが認められ、いずれも総務局への伝達は行われていないとする実施機関の主張に、不自然不合理な点は認められない。

本件文書3においては、本件決定書の作成にあたり北区役所で公印審査が行われていた旨を総務局行政部行政課が確認していることが認められ、審査請求人が主張する「本件決定書の作成にあたって公印審査が行われていないこと」は事実と異なるものであるとの実施機関の主張に、不自然不合理な点は認められない。

また、本件文書3においては、総務局行政部行政課が北区役所に対して行った、本件決定書に誤った公印を押印した旨の事実確認について、総務局行政課において供覧していることが確認できるが、本件文書3は総務局長まで供覧を行っていないことから、本件文書3により当該事実について総務局長が承知したとはいえ、総務局長が当該事実を承知したのは、前記第4の2(1)イにおいてであるとの実施機関の主張に、不自然不合理な点は認められない。

- (3) 上記(1)及び(2)を踏まえると、前記第4の2(1)イ以外に特定すべき保有個人情報が存在しないとする実施機関の主張に、不自然不合理な点は認められない。

4 本件開示決定において開示した情報に係る審査請求の適法性について

本件審査請求において審査請求人が開示を求めている情報のうち、「③使用された公印が不正であることについて個別に所属長が承知した年月日が確認できる保有個人

情報」は、前記第2の4のとおり、実施機関が本件開示決定（平成29年11月27日付け大総務行第49号）により審査請求人に対して既に関示したことが認められる。

したがって、本件審査請求のうち、「③使用された公印が不正であることを所属長が承知した年月日が確認できる保有個人情報」の開示を求める部分は、審査請求の利益が本件開示決定によりなくなっており、行服法第45条第1項に基づき不適法となることから、却下すべきである。

5 答申に至る手続きについて

当審議会としては、審査請求人からの意見書の提出により答申するに足る十分な情報を保有しており、審査請求人の意見陳述の必要がないと判断したことから、条例第61条ただし書の規定により、審査請求人の意見陳述を実施せず、答申に至った。

6 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 調査審議の経過 平成29年度諮問受理第9号

年 月 日	経 過
平成29年12月12日	諮問書の受理
平成31年1月4日	実施機関から意見書の收受
平成31年2月8日	調査審議
平成31年3月7日	調査審議
令和元年6月11日	調査審議
令和元年7月2日	調査審議
令和元年7月24日	調査審議
令和元年10月25日	審査請求人から意見書の收受
令和元年11月25日	調査審議
令和元年12月17日	調査審議
令和2年1月31日	答申